茨城工業高等専門学校プロボスト室規則

（令和７年３月２６日
制　　定）

（趣旨）

第１条　茨城工業高等専門学校（以下「本校」という。）教員組織規則第１９条第２項の規定に基づき、本校における教育活動の改善に資するため、プロボスト室を置き、必要な事項を定める。

（目的）

第２条　プロボスト室は、教学ＩＲ室が収集する内部データや外部環境情報等に基づき、中長期的な戦略や改善策を企画・立案し、関係会議や委員会等への提言することで本校の教育研究活動及び運営の改善を図ることを目的とする。

（業務）

第３条　プロボスト室は、次の各号に掲げる事項について関係会議及び委員会等に提言するものとする。

(1)　中期計画及び年度計画に関すること
(2)　中長期的な経営戦略の企画及び改革案の提言を行うこと
(3)　アセスメントプランの策定に関すること
(4)　自己点検・評価、外部評価及び第三者評価において、改善が必要とされた事項に関する改善措置に関すること
(5)　教職員のファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）及びスタッフ・ディベロップメント（ＳＤ）の年間計画に関すること
(6)　その他、校長が命じる本校の教育・研究及び管理運営に係る企画・立案に関すること

（組織）

第４条　プロボスト室は、次に掲げる者をもって組織する。

(1)　室長
(2)　副室長
(3)　室員

（室長）

第５条　室長は、教授又は准教授をもって充て、校長が指名する。

２　室長は、校長の命を受け、プロボスト室の業務を掌理する。

３　室長の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（副室長）

第６条　副室長は、事務部長をもって充てる。

２　副室長は、室長の補佐をする。

（室員）
第７条　室員は、校長が指名する者をもって充てる。
２　室員は、室長の命を受け、プロボスト室の業務を処理する。
３　室員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（情報の収集）
第８条　室長は、第３条各号に掲げる業務の必要に応じて、教学ＩＲ室に情報の収集・分析を依頼することができる。

（事務）
第９条　プロボスト室に関する事務は、総務課及び学生課において処理する。

（雑則）
第１０条　この規則に定めるもののほか、プロボスト室の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附　則
この規則は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和７年６月２６日一部改正）
この規則は、令和７年６月２６日から施行する。